

大治町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に要する費用について、予算の範囲内において大治町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、自転車利用者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、大治町補助金等交付規則（平成9年大治町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの安全基準に関する認証等を受けたことが分かる新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN1078）
 - エ ドイツ連邦共和国が法で定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ アメリカ合衆国の消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの
- (2) 使用者 町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき町が備える住民基本台帳に記録されている個人で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。
- (3) 保護者 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するもの又は未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任があるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす使用者及びその保護者とする。ただし、保護者は、未成年者が着用するヘルメットの購入に要する費用を負担した場合に限る。

- (1) 大治町暴力団排除条例（平成23年大治町条例第15号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していない者
- (2) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

- (3) 愛知県内の他市町村で、同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助金の交付を受けたヘルメット着用中の交通事故における、ヘルメットに起因する問題等について、町及び愛知県が一切の責任を負わないことについて了承すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、使用者が着用するためのヘルメットの購入に要した費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

- 2 補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付を受けることができる回数は、使用者1人につき1回とし、ヘルメットの数1個までとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用者が着用するヘルメットを購入した日から3か月以内に、大治町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入の支払手続きが完了したことを確認できる書類（領収書の写し等）
 - (2) ヘルメットが第2条第1号に掲げる安全基準に関する認証等を受けていることが分かる保証書、取扱説明書、カタログ等の書類の写し（用意することができない場合は、現物を提示して確認を受けること。）
 - (3) 補助金の振込先が分かる通帳等の写し
 - (4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 申請者が未成年者であるときは、当該申請者は、申請に当たり、保護者の同意を得なければならない。
- 3 規則第10条に規定する実績報告は、前二項に規定する申請をもってこれに代えるものとする。

(交付決定等)

第7条 町長は、申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定し金額を確定したときは、口座振込により補助金を交付するものとする。

- 2 規則第4条第2項及び第11条による通知は、補助金の口座振込をもってこれに代えるものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助事業者が不正な手段により補助金の交付を受けたと認め

たときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年3月1日から施行する。